



2006年に改正独占禁止法が施行され、課徴金減免制度(リーニエンシー制度)が導入された。この制度は、カルテルや談合に参加していた企業が、自らその行為を公正取引委員会に報告し証拠を提供するならば、課徴金を最大で全額免除されるといふものである。公正取引委員会等の規制当局が、カルテルや談合の事実を立証するには、ライバル関係にある企業同士で競争を制限するような取り決めが事前にあったことを立証せねばならない。課徴金減免制度の利点の1つは、そのような取り決めが

あった証拠を企業が自ら提供するるので、規制当局にとって、立証コストが大幅に

カルテルの立証問題について

節約(きやく)といふのである。以下では、この立証問題にまつわる、経済学と法学の間のギャップについて述べる。

仮に、ある市場がA社とB社によって支配されており、A社が、商品の価格を500円に設定したとする。その次の日にB社も同価格を設定したとする。簡単に、各社のブランド力に違いはなく、消費者は価格の安い方の商品を買うとする。このような協同行為は、背後で相談をして決められた場合には違法である。しかし、B社が、A社の価格より低い価格で販売すれば、たちまち価格競争に陥ってしまい、得られる利潤が少なくなってしまうので、そのような競争を避けるために独自の判断で500円に設定した場合は、

これは、あくまで違法性の立証可能性による法の運用上の限界である。『暗黙の協調』を法的に許容することは、社会的便益(この場合は特に消費者の便益)を最大化するという経済学の立場からは何の根拠もない。このような限界は、企業がなんらかの巧みな方法で共謀の証拠を残さずに、あなたも独立して価格が決められたかのように細工して、法の目を掻い潜る余地を残す。

「経済的証拠」

のみでは困難

「暗黙の協調」と呼ばれ、独占禁止法の「不当な取引制限」にはあたらないときされる。

一方、経済学においては、相談して決められた500円も、独自に設定された500円も、その商品を買う消費者の観点から考えれば、競争が行われたときよりも、消費者便益を同様に妨げることに変わりがない。ではなぜ独占禁止法は、このような『暗黙の協調』行為を許すのであろうか？



はまぐち やすよ
実験経済学。大阪大学
大学院経済学研究科博士
後期課程修了、博士
(経済学)。1970
年生まれ。

名古屋市立大学大学院
経済学研究科准教授
濱口 泰代氏

